

三重県立病院の医業未収金回収業務委託仕様書

1 業務委託の目的

本業務委託は、三重県立こころの医療センター、三重県立一志病院、三重県立志摩病院（以下、「三重県立病院」という。）における医業未収金について、効率的な回収を図るために実施します。

2 委託業務名

三重県立病院の医業未収金回収業務委託

3 委託期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

4 委託業務の内容等

(1) 委託対象とする未収金

本委託業務において対象とする未収金は、三重県立病院における医業未収金のうち、三重県病院事業庁県立病院課、三重県立こころの医療センター又は三重県立一志病院（以下、「未収金所管の課・病院」という。）が指定するものとします。

委託対象として指定するのは、未収金所管の課・病院から債務者、連帯保証人又は相続人（以下、「債務者等」という。）に対して最終催告を行ってもなお返済がないものや、債務者等の転居、死亡等により請求先が不明なもの等です。

なお、現在、指定管理者により病院運営を行っている三重県立志摩病院の未収金については、県が直営で病院運営を行っていた平成24年3月31日までに発生したものとし、委託対象の指定は三重県病院事業庁県立病院課が行います。

（参考）平成29年4月から令和元年11月までの委託実績： 50,761千円（253件）

(2) 業務内容

三重県立病院の医業未収金の回収及びこれに付随する業務である次のアからキまでの業務とします。

なお、業務の実施に当たっては、三重県立病院の信頼と名誉を損なうことのないよう十分に留意してください。

ア 債務者等に対する、文書や電話、訪問等による支払の催告

文書には、未払となっている債務の内容、金額、支払先及び支払期限を明記し、併せて支払方法の相談を受け付ける旨を記載すること。

イ 債務者等との折衝、支払の相談

債務者等が支払に応じない場合は、支払が困難な理由を確認し、分割納付

やその他支払方法に関する提案、相談・助言等を行うこと。

なお、債務者等から請求に係る問い合わせがあり、その内容が提供データ以外に及ぶときや、その他不明点があるときは、直ちに未収金所管の課・病院あてに照会すること。

ウ 居所等の調査

転居等により請求先が不明な債務者等については、居所等の調査を行ったうえで回収を行うこと。

エ 相続人の有無等の調査

債務者等の死亡が判明している場合は、相続人の有無等の調査を行ったうえで回収を行うこと。

オ 法的措置（支払督促、訴訟対応等）の実施

受託者が法的措置を実施した方が回収見込みが高いと判断した場合は、事前に三重県病院事業庁県立病院課と協議し、了解を得たうえで実施すること。

なお、法的措置は、支払督促、少額訴訟、即決和解、通常訴訟、仮差押、差押を想定している。

カ 集金

受託者は、委託業務の実施に当たり、債務者等からの振込による入金先として専用の預かり口座を設けるものとし、この口座は委託業務の実施以外に利用しないこと。

なお、債務者等からの入金方法として専用の預かり口座への振込を案内する際、債務者等の振込に係る手数料負担を軽減するための配慮として、治療を受けた各三重県立病院の窓口での支払いも可能である旨を併せて案内するものとする。

また、回収金は、毎月末日時点で締め、翌月の10日までに未収金所管の課・病院の指定する口座に送金すること。

キ 業務実績の報告

回収業務の実績については、毎月末日現在における実績報告として、債務者名、回収日、金額及び債務者等への対応状況やその他付随する必要な情報を病院別に書面にまとめ、その翌月の10日までに三重県病院事業庁県立病院課あてに報告すること。

また、必要に応じて、毎月末日現在における実績報告とは別に、随時報告を行うものとする。

(3) 債務者等への請求の停止

委託対象として未収金所管の課・病院が指定した未収金のうち、次に該当するものについては、債務者等への請求を停止し、指定を行った際に引き渡した関係書類を未収金所管の課・病院に返却するものとします。

ただし、次のアの場合は公的な証明書を添付することとします。

ア 破産や、債務者等が死亡している場合で相続人が不存在である等、請求の続行が不可能であると判明したもの

イ 未収金所管の課・病院が指定の取消を申し出たもの

(4) 業務実施体制

回収業務の実施に当たっては業務実施責任者を置くこととし、当該業務実施責任者は弁護士資格を有する者とします。

5 委託費

委託費は成功報酬方式とします。ただし、法的措置に係る費用のうち、次のものについては、三重県病院事業庁県立病院課の負担とします。

- (1) 支払督促、少額訴訟、即決和解、通常訴訟、仮差押、差押に係る手数料及び文書等の郵送費並びに出頭・調査等に係る交通費
- (2) 支払督促又は少額訴訟が通常訴訟に移行した場合の手数料及び文書等の郵送費並びに出頭・調査等に係る交通費

なお、委託費の請求については、毎月末日現在の実績報告と併せて、病院別の回収額に成功報酬率を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨て）に法的措置に係る費用（(1) 及び (2) に定める費用に限る。）を加えた額を、未収金所管の課・病院にそれぞれ請求するものとし、未収金所管の課・病院は請求を受けた日から30日以内に支払うものとします。

6 個人情報保護

今回の委託業務に係る個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとします。

なお、三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第53条、第54条及び第56条に、委託を受けた事務に従事している者、若しくは従事していた者等に対する罰則を規定しているので十分に留意してください。

7 委託契約の締結に当たっての留意事項

(1) 監督及び検査

契約書において定めることとします。

(2) 委託契約の手続及び委託業務の実施において使用する言語・通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者（三重県病院事業庁長）は、今回の委託業務の受託者が「三重

県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

(4) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- ① 今回の委託業務の受託者が契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県病院事業庁県立病院課に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより業務の遂行に影響が生じるおそれがある場合は、三重県病院事業庁県立病院課と協議を行うこと。
- ② 契約締結権者（三重県病院事業庁長）は、今回の委託業務の受託者が①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

8 その他

委託業務の契約に当たっては、企画提案コンペでの提案内容を基本としますが、三重県病院事業庁県立病院課との協議・調整の結果、当初の提案内容と一部異なることも想定されますので、その点はご理解をお願いします。